

## 仙台家庭裁判所「家庭裁判所委員会」議事概要

### 1 日時

平成23年11月29日(火)午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 場所

仙台家庭裁判所会議室(6階)

### 3 出席者

#### (1) 委員

秋 武 憲 一	浅 野 昭 子	荒 井 純 哉	小 原 賀 子
久保野 恵美子	小 暮 輝 信	佐々木 清 司	菅 俊 秀
鈴 木 俊 博	鈴 木 素 雄	清 野 正 英	平 賀 ノ ブ
本 郷 一 夫	山 口 均		

#### (2) 事務局等

佐竹事務局長(説明者) 荒木首席家庭裁判所調査官 三條首席書記官  
海藤事務局次長 平泉総務課長 渡辺総務課課長補佐

### 4 あいさつ

委員長あいさつ

### 5 議事

(以下, は委員長, は委員, は説明者, は事務局の発言)

テーマ

- (1) 本日のテーマ「東日本大震災における裁判所の対応について」委員長から趣旨説明
- (2) 説明者佐竹事務局長から, 仙台家庭裁判所における震災への対応及び今後の取組について説明
- (3) 意見交換  
別紙のとおり
- (4) 次回テーマ  
協議すべきテーマがある委員は, 総務課課長補佐までお知らせ願いたい。他に委員から意見がない場合は, 裁判所の方でテーマを提案し, 事前にお知らせしたい。  
異議なし。
- (5) 次回期日  
平成24年6月21日(木)午後1時30分

(別紙)

意見交換

(以下、 は委員長、 は委員、 は説明者、 は事務局の発言)

相続放棄の問題について、家庭裁判所は周知をしているのか。新聞報道等はされたのか。

11月22日に新聞記事となっている。いわゆる特例法による特例期限経過後に債務があることが分かった場合にどうするのかという問題があるように思うがどうか。

被相続人に債務がないと思っていたが、後で債務があることが分かったという場合、熟慮期間内に債務があると分かっていたのなら放棄したはずという事情があれば、家事審判官の判断により相続放棄が認められることもある。

民法改正により、複数の未成年後見人を選任したり、法人を選任したりできるようになる。震災によるいわゆる遺児(片方の親をなくした子)、孤児(両親ともなくした子)については、児童福祉施設に処遇されたのは2名のみで、120数名は親族に引き取られているが、地域のコミュニティが生きているという面で良いことだと思う。ただ、そのような子どもが一時に多額の財産を手にするようになるが、そのことにより色々な問題が生じるので、家庭裁判所が適切に処理する必要がある。ただ、法律だけで解決できないこともあるので、家庭裁判所には児童相談所などの関係機関との間でオープンに協議していくことを期待したい。

保護者がいなくなってしまった未成年者については、身上監護及び財産管理が問題となる。未成年者の親族の方が未成年後見人になり、健全な育成に関わってくれるのはありがたいことである。しかし、財産管理については、きちんとやってもらう必要があるので、家庭裁判所としては適切に後見監督をしていくことになる。

未成年後見においては、身上監護と財産管理が非常に大事になってくる。震災により、一時に大量の遺児、孤児が出ることになったので、家庭裁判所としてもどうすべきかが問題となっている。おじ、おばなどの親族が未成年後見人に選任される場合は、未成年者との適合性などはチェックしやすい。他方、未成年者が義援金、弔慰金などの様々な金員を手にする事になり、財産関係が大きく変動することになる。親族であっても、震災という事態では、早めに状況確認をする必要があるため、選任後3か月程度で家庭裁判所による後見監督を行い、身上監護面と財産管理面が適正になされているかを早期に確認するようにしている。現在のところ大きな問題は生じていない。

なお、未成年者に多額の財産が入ることになるので、例えば、18歳か19歳で多額の財産を手にし、就労しなくても生活費に困らない状況になったという事例があった。このような場合に、その後の生活をどう支えていくかも今後の問題といえる。

大学で震災支援室を立ち上げた。宮城県子育て支援課とも協力してもらっている。宮城県では、震災孤児が126人いるが、義援金、弔慰金は1人あたり相当な額になると言われている。ほとんどは親族が監護しているが、監護者となることを希望する親族が5倍に増えたという話を聞いたこともある。これでは、財産管理について、どの程度のチェックをどの程度の頻度でできるかが分からない。これから3年後くらいに、財産を使い切ってしまったので、養育できないとして児童相談所に相談に来ることがあるのではないかと危惧される。

親族里親は、一般の養育里親と同じに扱われる。沿岸地域では地域の結びつきが強いので、親族里親という形が多いが、親族が同じ地域に住んでいないケースもあり、元の地域の近くに住みたいという子どもの希望をどう考えていくかも問題である。

また、未成年者を養子縁組してしまうケースがあるが、そのような場合は未成年者の情報が関係機関に伝わらなくなるので、どのような形の支援をするかも問題となる。養子縁組した場合には、家庭裁判所ではフォローしないのか。

家庭裁判所は、未成年者が養子縁組する場合、縁組時のチェックはするが、通常は、その後のフォローまではしていない。

後見監督においては、未成年者の状況把握をどうするかが問題である。監督は、3か月程度の短いスパンで行っている。特に小学生以下の未成年者については、家庭の状況を見定めるために家庭訪問をして生活状況の把握に努めている。

宮城県において、いわゆる震災孤児は126人おり、遺児は未確定であるが712人である。里親に委託された子どもは81人いる。

扶養義務のある祖父母が里親になると手当や医療費補助が出ないが、扶養義務のないおじ、おばが里親になると手当も医療費補助も出るという違いがある。義援金等による育英資金を作ったので、18歳になるまで毎月支給することができる。できれば大学4年まで面倒を見られるような形での検討をしている。

里親になると手当が7万円程度出ること、死亡した父母の遺族年金が支給されるようになることなど、未成年者に対して一定の金額が出るようになるので、そのマネジメントをしてもらう必要がある。

養子縁組された場合については、その後不適応を起こしたという例はあまりないと聞いている。月1回の割合でケースワーカーなどが家庭訪問しながら、必要に応じてフォローしている状況である。

震災により、少年非行の傾向に何か変化はあるか。

震災を契機として、少年非行が特に増えたということはないと感じている。震災に乗じて建物に侵入して商品を盗むという事件が見られたが、それは少年だからという事件ではないと考えている。

震災の影響が何年後かに表れてくるということはあるのか。

時間がたってからPTSDによる症状がフラッシュバックの形で突然出てくることはあるので、今後も見守っていく必要がある。

震災により離婚が増えるという話を聞くが、虐待も増えるのではないか。実際にネグレクトの事例が増えているとも聞いている。

何人かの子どもの所を回っているが、今のところ、その中にはPTSDの症状が現れた子どもはいない。例えば、目の前で母親が流された幼児がいる場合、今のところ大きな変化はないが、成長とともに自分の体験の認識の仕方が変わってくることで、影響が出てくることはあり得る。今後、PTSDなどに対する緊急の対応と、将来に向けての予防的な支援との両方が必要になってくるのではないか。

そのような例に対して、家庭裁判所ではどのように考えて対応すると良いか。

孤児や遺児になったり、離婚による不安定な生活になったりすることは、子どもに対して影響を与える。未成年後見人選任においては、きめ細かく子どもを見ていく必

要がある。PTSDは、3、4年後に問題が出やすいとも言われるので、そこまでは丁寧に見ていくとよいのではないかと思う。

未成年後見における子どもをどのように見守るのか。特に、身上監護面は裁判所においてできることには一定の限界があるように思う。それゆえ児童相談所等による児童福祉行政が担うところも大きいのではないか。家庭裁判所と児童相談所がどう関わっていくかがポイントになるのではないか。家庭裁判所では、児童相談所と情報共有できているのか。

児童虐待が増えるのではないかと懸念について、未成年後見制度の改正と共に、親権一時停止制度ができるので、未成年後見制度を使いつつ、行政との関係をどうするのかも課題であると思う。

児童相談所を経由して未成年後見人選任に至った事案は関係機関と連携しやすいが、親族が未成年者を引き取った後に未成年後見人に選任される事案は、関係機関との連携がないことになる。その場合、後見監督において未成年者や後見人に問題がうかがわれるときは、児童相談所に相談することを勧めるのが一般的である。未成年者又は後見人が関係機関に行くことに抵抗があるときは、学校との連携が大事であり、学校を通じてアクセスすることになる。児童相談所に限らず、その他の相談機関を広く把握し、適合する機関を選んでより抵抗のない形で援助してもらう仕組みが必要である。また、ネグレクトを含めた虐待などがなければチェックすることが大事であり、そういう兆候があったときにどう迅速に関係機関につなぐかが大事ではないかと考えている。

なお、親権停止など、新しい制度ができていたので、児童相談所と家庭裁判所との間で実務的な橋渡しのために、意見交換会を立ち上げていく予定である。これを活用していきたい。

宮城県においては、関係機関に集まってもらう機会があまりなかった。仙台市も含めて今後連携の企画をする必要を感じている。

現在、児童相談所は、ほとんど虐待の事例で動いており、他のことはできないと言っても過言ではない。しかし、児童福祉法28条審判事件の申立てに関わることは多いと思う。

震災によりストレスが溜まっていることから、子どもの心のケアは楽観できない状態である。学校や保育所、子ども総合センターにおいて子どもに様々な兆候が出ているとの報告があり、今後、色々な面で子どもへの影響が出てくると思われる。児童精神科医や臨床心理士の力添えをもらいながら子どもの心のケアに取り組んでいきたいと考えている。

県の子ども基金への援助を依頼されたことがあったが、そのような基金を有効に使ってほしい。私たちも意見を述べることで、子どもを見守っていきたい。

震災を契機に、今まで手当てできなかったところが大きく問題化している。児童相談所は頑張っているのだが、遺児、孤児の把握にも人が足りない状況である。結局、遺児、孤児の数を把握したのはあしなが育英会であった。これを機会に、各機関等において、何ができるか、何ができないかの限界を共有化するネットワークが必要である。里親のフォローも以前から問題となっており、民間に頼っている状態であった。行政

は手が回っていないので、どんな問題があるかを全て把握しきれていない。今年、里親による虐待の例が発生したが、親戚に引き取られた孤児を追いかける必要があるものの、県をまたいだ場合、管轄はどうなるのかという限界も見えてきている。今回がチャンスであるから、限界を共有し合うことによって政策に活かし、各機関がその情報を利用して、民間を含めて足りないところをいくらかでも上乘せしていく必要があるのではないか。

宮城県内の民生委員、児童委員は2900人くらいいるが、うち23名が震災の犠牲になっている。犠牲者のうち7名が行方不明である。各地区の民生委員がいなくなったところでは委員が不足しており、補充できていない。その中で仮設住宅のフォローをどうするのが問題となっている。宮城県社会福祉協議会で生活支援員を仮設住宅に配置して困りごと相談をしているが、民生委員自身が被災して住宅をなくしていることもある。

なお、子どもが突然奇声を発する事例など、悩んでいる子どもが多いと聞いている。親が生活のために一生懸命になって悩んでいて、子どもへのフォローまでの余裕がないのが実態である。

また、仮設住宅においては、どこのだれか分からない人が、毎日入れ替わり尋ねてきて、被災状況を聴き、励ましの言葉を言ってくれるが、かえって負担に感じるとの話も聞いている。毎日仮設住宅にいるのはお年寄りであるので、お年寄りも心の負担を感じているということである。仮設住宅には集会所があるが、そこにはだれも来ないので安心だという声もある。

確かに、被災地にはいろんな人が入れ替わり立ち替わり来るので、混乱しているとの話を聞いている。95年の阪神大震災時には、「ありがとう」と言い疲れたという話があった。様々な支援を受けるといことが、居心地の悪さみたいなものにつながっているという話もあった。

これだけの遺児、孤児が出ている中で、マンパワー不足ということはないのか。例えば、家庭裁判所調査官については被災地に対して増員するということはあるのか。何らかの手当をすべきではないのか。

裁判所では、被災3県への応援態勢を検討したし、これからも検討するが、それには、まず、どういう事件が増えているのかなどの情報を取る必要がある。未成年後見人選任事件については、今は家庭裁判所調査官のやりくりはできている状態である。また、仙台家庭裁判所本庁においては、石巻支部及び気仙沼支部に対して応援態勢を執っている。

今後、震災により、危難失踪が大量に申し立てられるかどうか問題となっている。法務省において死亡届の受理について取扱いを変更しているので、実際にどうなるかは推移を見ていく必要がある。失踪宣告については、本人が死亡したものとみなされることから、申立てをすることに一種のためらいがあるので、実際には申立てまでしない場合もある。どのくらいの申立てがあるのかは、実際には予想できない点もある。

裁判所の手続は、申立てにより始まるものと考えていたが、被災者のために関係機関との連携をどうするかなど検討され、地域住民の生きる力になってもらっているこ

とを聞いて嬉しく思った。震災により蔵書を捨てようと思っていたが、被災された親子に求められて文庫を開くことにしたという人がいた。そのように、生きる力はその人が求められることによって出てくるのではないかと感じている。

裁判所は、職務の性質から一定の限界はあるが、それにしても他の行政機関とあまり接触せずに連携が少ないということはないか。弁護士会、検察庁及び裁判所の法曹三者が孤立しているのではないか。新たに他の機関と連携する場合に検討すべきことはあるか。

弁護士会では、震災直後から、自治体から派遣要請があり、多くの相談を受けている。震災直後から7月くらいまでは、法律相談というよりは、とりあえず今の生活をどうしたらよいかという話が多かった。被災者は、仮設住宅などでの生活に落ち着きを取り戻してきたのかもしれないが、具体的な法律相談が多くなってきている傾向にある。家庭裁判所関係では、離婚や相続の相談が増えてきている。

これからは裁判所の事件が増えてくるのではないか。マンパワーの点においては、石巻、気仙沼に重点的にお願いしたい。弁護士会も要請があれば協力したい。また、弁護士は個人的に情報を持っているので、他機関との情報共有も可能である。

昔の裁判所の印象は、自分から出て行きにくいという面があった。しかし、今は非常時であるから、もっと外に発信してもらっても良いと思う。

立場上、連携をとりにくい面があるとは思いますが、被災者に対する支援のバブルにはならないように、ネットワークを構築することも必要である。未成年後見や養子縁組においては、家庭裁判所と児童相談所が連携できるところとできないところがあると思うが、できないままで終わってしまうといけないので、複数の相談ルートを確認する必要がある。人手がないところで大変ではあるが、情報をプールしておいて、担当者が変わっても継続され、何かのときに動きやすい態勢にしておくといかないか。

児童福祉法28条審判は、宮城県内では年間に数件であり、法律があっても使い勝手が悪いという問題がある。担当者が申立書を作るのは大変であり、児童相談所と家庭裁判所との間でパイプがあり、相談できるところは比較的やりやすい。せっかく制度が変わったとしても、使い勝手、連携の点で活用できないと問題である。親権一時停止制度ができるということだが、制度の使い勝手を良くするためにも、県、市、裁判所の間で検討会などの席を設けると良いのではないか。また、そこに民間の参加を得るともっと良いと思う。

未成年者後見人選任については、緊急性があるので審理を急ぐ必要がある。養子縁組については、子どもが生活になじんでいるか、財産管理方法はどうかなどを確認する必要があるので、比較的じっくり審査する必要がある。未成年後見人と未成年者が養子縁組をした後については、問題があれば親権停止制度の利用を検討することになる。

家庭裁判所においては、家事関係機関との連絡協議会を開催しているが、そこには後見人の推薦団体も参加してもらっているので、家庭裁判所との連携強化の機会としても有用である。

また、少年保護関係機関との連絡協議会も開催しており、その中では震災による子

どもへの影響として、3年後くらいに何らかの問題が出るのではないかとの話題もあった。

震災を契機とした連携について取り組んでいるところであるが、今後は家事事件手続法を始めとする法改正が控えており、こちらの方も並行して取り組んでいきたいと考えている。

以 上